

広 報

た な べ

田 辺 町 役 場

電話田辺271~274

発行人 京都府田辺町公室

印刷所 奥田印刷 長 下

佇めば
身にしむ
水のひかりかな

万太郎



ふるさとを行く・14

水 取

早春の陽ざしが普賢寺川の水面にひかる。ここ水取は、その地名を水取司（もいどりのつかさ）からきたものといわれ、ふるくかんがい用水の仕事にたづさわったとも察せられます。この附近には、森ノ宮・西光寺・観心寺などの古寺があり、蘭学の泰斗、藤林普山の生家もあります。

人口は395人（男191女204）戸数は86世帯です。

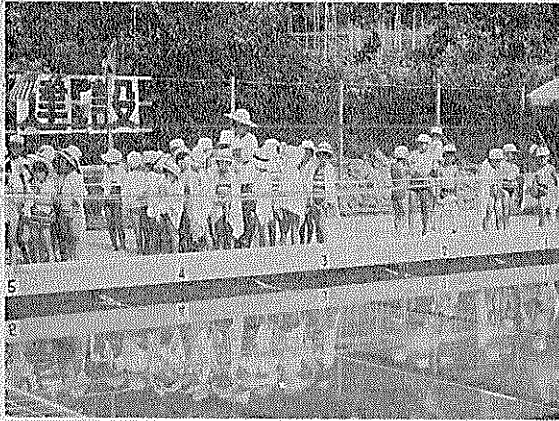
（写真は水取区）

88.3

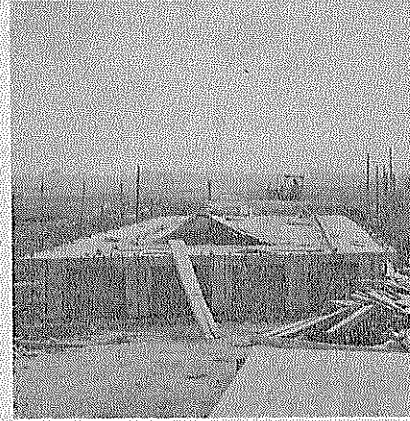
No. 59

（毎号とじて保存しましょう）

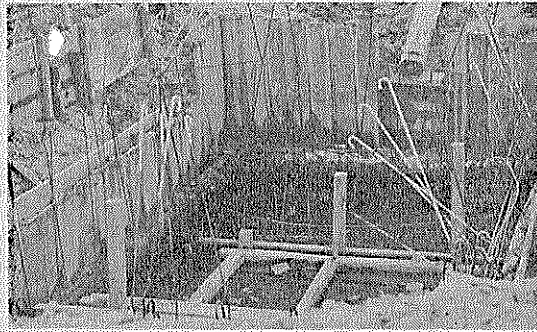
カメラ・ルボ '67町のおもなしごとの一年



プールができて大喜び (普賢寺小)

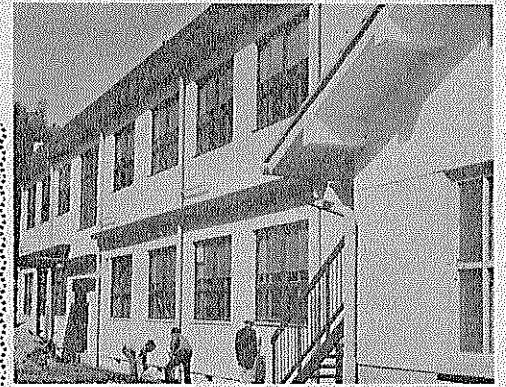


三年間の夢むすぶ
産業道路完成近し
(草内—山本間)



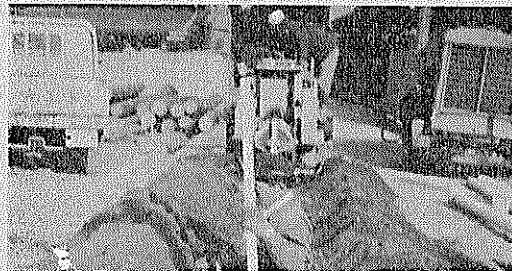
防火水そう 町内6か所にできる (松井で)

この一年町のおもなし事業のなかで完成したもの、完成近いものをカメラ・ルボしてみました。



家庭・美術など五教室できる (田辺中)

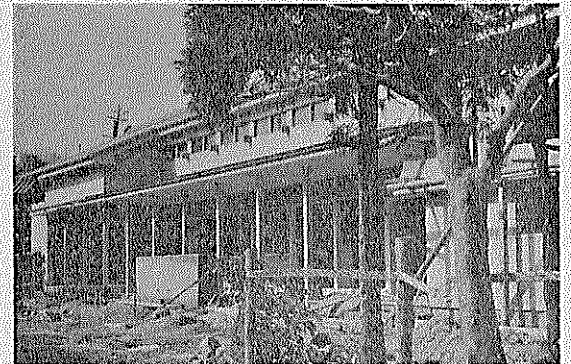
(延べ面積 690 平方メートル)
(工費 約 1,850 万円)



東 薪 に 水 道 敷 設 (事業費 約160万円)

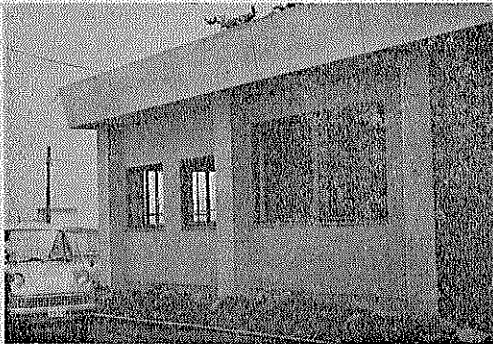
立派な給食室 (草内小)

(面積 九十平方メートル)
(工費 三百十五万円)



普賢寺に児童館できる

(面積 214 平方メートル)
(工費 約 580 万円)



町の合ことば・会合や約束の時間は守ろう！

田辺町議会日録

- 昭和42
- 9・23 常任委員長会議。
- 9・25 建設委員会(田辺中特別教室増築と普賢寺児童館新築設計についての検討と建設地視察)
- 9・26 経済委員会(農業用水ボーリング施設視察)
- 9・27 公営住宅建設対策委員会。
- 9・28 第3回定例町議会(14議案、一般質問26件、請願2件採択)
- 9・29 公営住宅対策委員会が府営の大山崎、向日町、桃山団地など視察
- 9・30 総務委員会
- 10・2 文教厚生委員会
- 10・3 総務委員会
- 10・5 建設委員会
- 10・6 経済委員会
- 10・7 第3回定例町議会
- 10・19~21 経済委員会
- 10・24 山城政策審議会
- 10・31 建設省陳情(枚方〜水口線京奈国道など)
- 11・2 議会運営委員会(日赤診療所、し尿処理場、町長、建設委員長、中央陳情報告。京奈国道、枚方〜水口線国道編入について、普賢寺児童館、草内給食室など検討)
- 11・4 建設・文教合同委員会(草内小学校、給食室改築工事設計図について、田辺中特別教室、草内給食室を視察)
- 11・8 公営住宅対策委員会(府住宅課長来町)
- 11・8 郡議長会(宇治田原町の農業構造改善事業、幹線林道鷲峰山線開設事業、田原小・中学校を視察)
- 11・10 日赤支部長、病院長陳情(田辺診療所について)
- 11・18 片町線電化促進委員会
- 11・16~18 第11回町村議長会全国大会
- 11・24 国鉄片町線複線化促進期成同盟会(大鉄局・関西支社陳情)
- 12・4 建設委員会(田辺中特別教室、草内給食室、普賢寺児童館視察)
- 12・6 国鉄片町線複線化促進期成同盟会(国鉄本社運輸省陳情)
- 12・14 建設委員会(田辺中特別教室鉄筋溶接現場視察)
- 12・15 議会運営委員会(第4回12月定例町会について)

家を建てるまえに必ず確認申請を!

さいきん町内各地で家屋の新政策がふえています。町は都市計画の区域に指定されていますから、必ず工事着手前に建築の確認申請をしましょう。くわしくは町建設課まで。

この用途地域指定のための計画が完成しますと、いづれ住民みなさんに本紙でくわしくお知らせすることになっていきます。

みなさんの声をどしどしおきかせください。

要道路を全面舗装し、下水路を整備するとともに公園、緑地など各種公共施設を充実させてゆくことにより、町全体の基盤が整備できうるものと考えております」とのべ、「また私は都市計画事業は町のすべての施策と密接な関係を持ちますので、重要視するものであります」と、その基本的な町の考え方を表明しています。

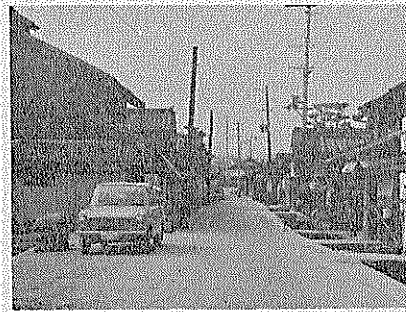
秩序ある町づくりを

用途地域指定いそぐ
住居・商業・工業地域など

いま私たちの町は、住宅や工場などの適地として、その発展に大きな期待と関心がよせられています。しかし無計画に建つ住宅や工場は将来の秩序ある町づくりのために大きな支障となります。

そこで町は無秩序な開発を制限するため、都市計画にもとづく用途地域の指定を年内中に受けるために、その作業を急いでいます。町長も昨年六月の定例町議会でのこのことについて、つぎのような所信を表明しました。

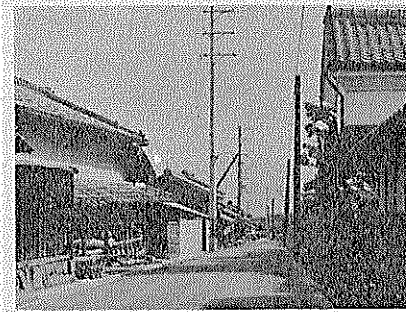
その中で、「都市計画事業の推進であり、具体的には、土地利用計画をわずかでも早く本物にすることでありまして、これを基本にして、町内の道路網の拡充とあわせ、主要道路を全面舗装し、下水路を整備するとともに公園、緑地など各種公共施設を充実させてゆくことにより、町全体の基盤が整備できうるものと考えております」とのべ、「また私は都市計画事業は町のすべての施策と密接な関係を持ちますので、重要視するものであります」と、その基本的な町の考え方を表明しています。



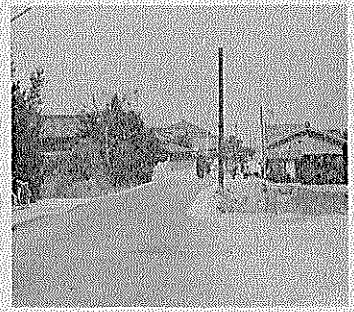
田辺一玉水停車場線220メートル(山本)



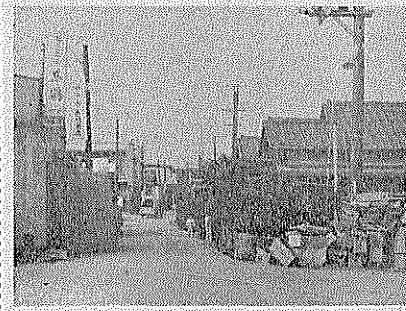
中島一長谷折線 250メートル(三野)



普賢寺一興戸線 300メートル(興戸)



田 辺一東裏線 270メートル(田辺)



草 内一興戸線 200メートル(新興戸)



興 戸一二又線 150メートル(高木)

三野など
六路線の舗装完成

町のあゆみ

- 42.10~43.2 敬老会ひらく(田内)
- 10・22 敬老会ひらく(三草)
- 23 敬老会ひらく(寺賢)
- 11・3 郡産祭ひらく(八幡町)
- 11・7 町の木植樹「南京はげ」
- 11・17 自治法施行20周年記念式典(野良町)
- 11・19 第9回町対抗野球大会優勝
- 12・1 町議会初出式(田草)
- 43.1.7 町消防団特別給食会(老)
- 1・11 普賢寺特別給食会(老)
- 2・25 高クラ
- 2・26 臨時町議会

現代は交通地獄といわれ、歩行者も車の人もこの危険にさらされていきます。けがをすれば治療費がかかるし、死亡すれば遺族の方がたは生活にこまります。府下三十七町村四十万の人々が災害を受けるとき、おたがいに助けあうため少額の掛金をして災害見舞金を出すという共済組合ができました。いつ、どこで、だれが事故にあうかわかりません。そのときの用心に大人も子どももみんなそろって加入してください。くわしくは町役場福祉課へおたつねください。

◇加入者資格 府下町村に住所を有する人で住民登録または外国人登録の済んでいる人。

◇共済掛金 一人年額 三百六十円(うち三十五円は町負担)

◇加入申請 三月一日から三月三十一日まで申し込み書三通(正副)を掛金とともに役場へもつてきてください。

◇災害見舞金の請求 請求書に加入者証、警察署長の事故証明、診断書(死亡のときは検案書、戸籍謄本)を添えて役場へ提出のこと

◇請求期間 災害を受けた日から一年以内。災害が加重の場合は、その日から二年以内。

◇加入申し込み 三月一日から三月三十一日まで申し込み書三通(正副)を掛金とともに役場へもつてきてください。

4月1日から

住民室

ふるさとの橋 ⑤
玉水橋

みなな加入しよう

交通災害共済発足

◇共済期間 四月一日から翌年の三月三十一日まで一年間。

◇災害見舞金

- 一、死亡 五十万円
- 二、六か月以上医師の治療を要する傷害 十万円
- 三、三か月以上 五万円
- 四、一か月以上 二万円
- 五、七日以上 五千元

◇災害見舞金の請求 請求書に加入者証、警察署長の事故証明、診断書(死亡のときは検案書、戸籍謄本)を添えて役場へ提出のこと

◇請求期間 災害を受けた日から一年以内。災害が加重の場合は、その日から二年以内。

◇加入申し込み 三月一日から三月三十一日まで申し込み書三通(正副)を掛金とともに役場へもつてきてください。



ふるさとの橋 ⑤
玉水橋

心配ごと相談日きまる

月一回・午後一時から四時まで

町と町社会福祉協議会が開いています。心配ごと相談の日程が下記のようになります。

◇ことしは、四月五日(金)、五月六日(月)、六月五日(水)、七月七日(金)、八月五日(月)、九月五日(木)、十月七日(月)、十一月五日(火)、十二月五日(木)、四十四年一月六日(月)、二月五日(水)、三月五日(水)の十二回で、いづれも午後一時から四時までです。相談の内容は、離婚、離縁、慰籍料、養育料の請求、遺産の分割、相続放棄、土地建物の

明渡し、貸金の取立て、交通事故や暴力などによって受ける損害賠償の請求など、またお役所仕事について困っておられること、農地、交通、道路、河川などの公害についてもご相談ください。これらの相談については絶対秘密が守られます。

相談員は、北川仁一、村上美代(人権ようこ委員)、村井博(津商裁調停委員)、大谷竜太郎(町社協相談部長)の各氏です。

みなさん、ご遠慮なくご利用ください。

くらしのひろば

国民健康保険に異動があったときは、かならず十四日以内に手続をしてください。()

内は手続に必要なものですよ。

◇国保に入るとき

転入したとき、勤務先の健康保険をやめたとき(印かん)、子供が生まれたとき(印かん)、被保険者証(印かん)、生活保護が廃止されたとき(印かん)。

◇国保を出るとき

転出のとき(印かん)、被保険者証(印かん)、勤務先の健康保険に加入したとき(印かん)、被保険者証および勤務先の健康保険証(印かん)、生活保護が開始されたとき(印かん)。

世帯主が変わったとき、世帯の合併、分離のとき(いづれも印かん、被保険者証)被保険者証をなくしたとき(印かん)。

子弟が就学で他の市町村に転出するため、別の被保険者証が必要などとき(印かん、被保険者証)。

世帯主が変わったとき、世帯の合併、分離のとき(いづれも印かん、被保険者証)被保険者証をなくしたとき(印かん)。

子弟が就学で他の市町村に転出するため、別の被保険者証が必要などとき(印かん、被保険者証)。

昭和42年歳末 たすけあい 募金報告

みなさんにご協力いただきまして、四十二年歳末たすけあい募金の結果はつぎのとおりです。みなさん、ありがとうございます。

(取入)

大住地区 一万八千七百五円
田辺地区 四万五千三百四十二円
草内地区 三千八百五十円
三山木地区 二万七千三百三十円
普賢寺地区 一万四千六百六十円
合計 十万九千六百八十七円

(支出)

(一)一般生活扶助世帯見舞金 三万二千九百五十円(対象世帯 八十六世帯、延二百二十九人。一世帯あたり六百円、家族一人を増すごとに百円増)

(二)施設収容者見舞金 五十九名、二万九千五百円(一人あたり千円)

内訳イ、結核その他入院者 三十三名 一万六千五百円
ロ、精神病入院者 九名 四千五百円
ハ、養護 精神障害肢体不自由児入院者 十名 五千元
ニ、養老施設収容者 七名 三千五百円
三、事務費、雑費

(三)募金運動に対する啓蒙ビラ印刷代 四千三百枚、五千円
ビラ新聞折り込み料金、二千四百円

計 六万九千八百五十円

残金 三万九千八百三十七円

昭和四十三年夏期見舞金に充当する。見舞金の半額は町の一般会計から支出。また残り半額は、たすけあい募金から支出しました。